

危険物安全管理条例

中華人民共和国国務院令第 344 号 《危険物安全管理条例》は 2002 年 1 月 9 日国務院第 52 回常務会議にてすでに成立したことを、ここに公布し、2002 年 3 月 15 日より施行するものとする。

総理 朱鎔基

2002 年 1 月 26 日

第一章 総則

第一条 危険物に対する安全管理を強化することにより、人民の生命と財産の安全を保障し、環境を保護する為に、本条例を制定する。

第二条 中華人民共和国国内において、危険物を生産、販売、貯蔵、輸送、使用し、廃棄危険物を処理する際は、本条例と国家の安全生産に関する法律やその他の行政法規の規定を遵守しなければならない。

第三条 本条例に述べる危険物とは、爆発物、圧縮ガス及び液化ガス、可燃性液体、可燃性固体、自然発火物及び吸湿可燃物、酸化剤及び有機過酸化物、有毒品及び腐食物等を包括する。危険物は国家基準にて公布された《危険貨物品名表》(GB12268)に加えられている。毒物・劇物リストと《危険貨物品名表》に加えられていないその他の危険物については、国務院の経済貿易総合管理部門が国務院の公安、環境保護、衛生、品質検査、交通部門とともに確定して公布する。

第四条 危険物を生産、販売、貯蔵、輸送、使用し、廃棄危険物を処理する単位（以下危険物単位と総称する）は、その主要責任者がその単位の危険物の安全管理が関連する法律、法規、規則の規定と国家基準の要求に合致することを必ず保証し、かつその単位の危険物の安全について責任を負わなければならない。危険物単位で危険物の生産、販売、貯蔵、輸送、使用、或いは廃棄危険物の処理活動に従事する人員は、法律、法規、規則及び安全知識、専門技術、職業衛生防護と緊急救援知識に関する訓練を必ず受け、かつ考査に合格して初めて持ち場について作業することができる。

第五条 危険物の生産、販売、貯蔵、輸送、使用及び廃棄危険物の処理について監督管理を実施する関連部門は、下記の規定に従い職責を履行する。

（一）国務院の経済貿易総合管理部門と省、自治区、直轄市の人民政府経済貿易管理部門は、本条例の規定に従い、危険物の安全監督管理総合業務に責任を負い、危険物を生産、貯蔵する企業の設立及びその改築や増築の審査に責任を負い、危険物の包装物や容器（輸送器具に用いるドラム缶を含む、以下同じ）を専門に生産する企業の審査と指定に責任を負い、危険物販売許可証の発行に責任を負い、国内の危険

物の登記に責任を負い、危険物事故時緊急救援の組織と調和に責任を負い、かつ前述の事項の監督検査に責任を負う。区を設置している市レベルの人民政府と県レベルの人民政府の危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門は、それぞれ当該レベルの人民政府が確定し、本条例の規定に従い職責を履行する。

- (二) 公安部門は危険物の公共安全管理に責任を負い、毒物・劇物の購買証書と準購買証書の発行に責任を負い、毒物・劇物の公道輸送通行証の審査発行に責任を負い、危険物の安全な道路輸送について監督し、かつ前述の事項の監督検査に責任を負う。
- (三) 品質検査部門は危険物及びその包装物、容器の生産許可証の発行に責任を負い、危険物の包装物、容器の製品品質について監督し、かつ前述の事項の監督検査に責任を負う。
- (四) 環境保護部門は廃棄危険物処理の監督管理に責任を負い、重大な危険物の汚染事故及び生態破壊事件の調査に責任を負い、有毒化学品事故現場の緊急監視測定と輸入危険物の登録に責任を負い、かつ前述の事項の監督検査に責任を負う。
- (五) 鉄道、民用航空部門は危険物の鉄道輸送、空輸及び危険物の鉄道、民用航空輸送単位及びその輸送器具の安全管理及び監督検査に責任を負う。交通部門は危険物の公道、水上輸送の単位及びその輸送器具の安全管理に責任を負い、危険物の安全な水上輸送について監督をし、危険物の公道、水上輸送の単位、運転手、船員、荷役作業員、護送担当者の資質の認定に責任を負い、かつ前述の事項の監督検査に責任を負う。
- (六) 衛生行政部門は危険物の毒性鑑定及び危険物の事故による死傷者に対する医療救護業務に責任を負う。
- (七) 工商行政管理部門は関連部門の承認、許可文書に依拠し、危険物を生産、販売、貯蔵、輸送する単位の営業許可証を審査発行し、かつ危険物の市場販売活動を監督管理する。
- (八) 郵政部門は危険物の郵送に関する監督検査に責任を負う。

第六条 本条例に従い危険物単位に対し監督管理を実施する関連部門は、法に照らして監督検査を実施し、下記の職権を行使することができる。

- (一) 危険物の作業場所に入り、現場検査を実施し、関連資料を調査し、関係者に状況をたずね、危険物単位に整頓及び改善措置と提案を提出する。
- (二) 危険物事故の潜在的原因を発見した時は、直ちに排除或いは期限を切って排除するよう命令する。
- (三) 根拠があり、関連法律、法規、規則規定及び国家基準の要求に合致しない考えられる施設、設備、器材及び輸送器具については、直ちに使用を停止するよう命令する。
- (四) 違法行為を発見した場合、その場で是正させるか或いは期限を切って是正するよう命令する。危険物単位は関連部門が法に照らして実施する監督検査を受けなければならない。拒絶や妨害をしてはならない。関連部門が派遣した係員は、法に照ら

して監督検査を実施する際、証明書を呈示しなければならない。

第二章 危険物の生産、貯蔵及び使用

第七条 国家は危険物の生産及び貯蔵について統一した計画と、合理的な配置及び厳格な管理を実行し、かつ危険物の生産及び貯蔵に対して審査指示制度を実行する。審査指示を経ないものは、いかなる単位や個人でも危険物を生産及び貯蔵をしてはならない。区を設置している市レベルの人民政府は当地の経済発展に伴う実際の需要に基づき、全体的な計画を立案する際、安全確保の原則に基づき適切な区域を危険物の生産及び貯蔵専門に用いるよう計画しなければならない。第八条 危険物を生産、貯蔵する企業は、必ず下記の条件を備えていなければならない。

- (一) 国家基準に合致した生産工程、設備或いは貯蔵方式、施設を有する。
- (二) 工場、倉庫の周辺防護距離が国家基準或いは国家の関連規定に合致している。
- (三) 生産或いは貯蔵の需要に合致する管理者及び技術者を擁する。
- (四) 完璧な安全管理制度を有する。
- (五) 法律、法規の規定及び国家基準の要求に要求されるその他の条件に合致する。

第九条 毒物・劇物を生産、貯蔵する企業及びその他の危険物を生産、貯蔵する企業を設立する場合は、それぞれ省、自治区、直轄市の人民政府経済貿易管理部門及び区を設置している市レベルの人民政府の危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門に申請し、かつ下記の文章を提出する。

- (一) フィージビリティスタディ
- (二) 原料、中間製品、最終製品或いは貯蔵する危険物の発火点、自然発火点、引火点、爆発極限、毒性等の物理化学性能指標
- (三) 包装、貯蔵、輸送の技術面での要求
- (四) 安全評価報告
- (五) 事故緊急救援措置
- (六) 本条例第八条に規定する条件に合致する証明文書 省、自治区、直轄市の人民政府経済貿易管理部門或いは区を設置している市レベルの人民政府の危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門は申請と提出書類を受取った後、関連する専門家を組織して審査を実施し、審査意見を出した後、当レベルの人民政府に報告して承認或いは非承認の決定を下さなければならない。当レベルの人民政府の決定により、承認されたものは、省、自治区、直轄市の人民政府経済貿易管理部門或いは区を設置している市レベルの人民政府の危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門は許可書を交付する。承認されなかったものは、書面により申請者に通知する。申請者は許可書を根拠に工商行政管理部門に登録手続をとる。

第十条 輸送器具ガソリンスタンド、ガススタンドのほかに、危険物の生産装置と貯蔵数量が重大な危険源を形成する貯蔵施設は、下記の場所や区域との距離が、国家基準或

いは国家の関連規定に必ず合致していなければならない。

- (一) 居住地区、ビジネスセンター、公園等の人口密集区域
- (二) 学校、委員、映画館や演劇場、グラウンド（体育館）等の公共施設
- (三) 水を供給する水源、水処理施設及び水源保護区
- (四) 駅、埠頭（国家の規定に基づき、承認を経て、危険物の荷役作業に専門的に携わるところを除く）、空港及び公道、鉄道、水路の交通幹線、地下鉄の通風設備及び出入口
- (五) 基本耕地保護区、牧畜区、漁業水域及び種子、種畜、水産物の種苗の生産基地
- (六) 河川、湖、風景名勝区及び自然保護区
- (七) 軍事関連立ち入り禁止区域、軍事管理区
- (八) 法律、行政法規の規定により保護されているその他の区域 既設の危険物生産装置と貯蔵数量が重大な危険源を形成する貯蔵施設が前項の規定と合致しないものは、所在地の区を設置している市レベル人民政府の危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門が規定の期限内に整頓を行うよう、これを監督する。生産品目転換、生産停止、移転、閉鎖の必要のあるものは、当レベルの人民政府に報告し承認を経た後実施する。本条例に述べる重大な危険源とは、危険物を生産、輸送、使用、貯蔵し、或いは廃棄危険物を処理し、かつ危険物の数量が臨界量と等しいかそれを超える区画（場所や施設を含む）を指す。

第十一条 危険物を生産、貯蔵する企業で改築や増築を行うものは、必ず本条例第九条の規定に従い審査と承認を経なければならない。

第十二条 法に照らして設立した危険物の生産企業は国務院品質検査部門に危険物生産許可証の取得を申請しなければならない。危険物生産許可証を取得していないものは、生産を開始してはならない。国務院品質検査部門は危険物生産許可証を交付した状況を国務院経済貿易総合管理部門、環境保護部門及び公安部門に報告しなければならない。

第十三条 いかなる単位や個人も国家が明文で禁止している危険物を生産、販売、使用してはならない。毒物・劇物を用いて殺鼠罪及びその他人民の日常生活の化学製品と日用化学品を生産することを禁止する。

第十四条 危険物を生産するものは、危険物の包装の中に危険物と完全に一致する化学品安全技術説明書を添付し、かつ包装（外装を含む）した上に包装の中の危険物と完全に一致する化学品安全ラベルを貼付或いは結び掛けなければならない。危険物を生産する企業は、生産する危険物が新たな危害特性を持つことを発見した時は、直ちに公表し、かつ安全技術説明書及び安全ラベルを適時訂正しなければならない。

第十五条 危険物を使用し生産に従事する単位は、その生産条件を国家基準と国家の関連規定に必ず合致させ、かつ国家の関連法律、法規の規定に従い相応の許可を取得しなければならない。危険物の使用に関する安全管理規則制度を必ず作り上げて整え、危険物の安全な使用と管理を保証しなければならない。

第十六条 危険物を生産、貯蔵、使用するものは、危険物の種類、特性に基づき、生産現場や倉庫等の作業場所に相応の監視測定、通風、日除け、温度調節、防火、消火、防爆、減圧、防毒、消毒、中和、防湿、避雷、静電気防止、防腐、遺漏防止、堤防、或いは隔離操作等の安全施設や設備を設置し、かつ国家基準と国家の関連規定に従い保守保全を実施し、安全に運行するという要求に合致するよう保証しなければならない。

第十七条 毒物・劇物を生産、貯蔵、使用する単位は、その単位の生産、貯蔵装置について毎年一回安全評価を実施しなければならない。その他の危険物を生産、貯蔵、使用する単位は、その単位の生産、貯蔵装置について二年に一回安全評価を実施しなければならない。安全評価報告は、生産、貯蔵装置に存在する安全問題について整顿及び改善案を提出しなければならない。安全評価の中で生産、貯蔵装置に現実的な危険が存在するのを発見したものは、直ちに使用を停止し、交換或いは修復し、かつ相応の安全措置を講じなければならない。安全評価報告は所在地の区を設置している市レベルの人民政府の危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門に記録を残してもらうために報告しなければならない。

第十八条 危険物を生産、貯蔵、使用する単位は、生産、貯蔵及び使用場所に通信、通報装置を設置し、かつ如何なる状況においても正常に適用できる状態にあるよう保証しなければならない。

第十九条 毒物・劇物を生産、貯蔵、使用する単位は、毒物・劇物の生産量、流通先、貯蔵量と用途について実際の通りに記録し、かつ必要な保安措置を講じ、毒物・劇物の盗難、紛失或いは販売ミス、誤用を防止しなければならない。毒物・劇物が盗難、紛失或いは販売ミス、誤用されたことを発見した時は、必ず直ちに当地の公安部門に報告しなければならない。

第二十条 危険物の包装については国家の法律、法規、規則の規定と国家基準の要求に必ず合致させなければならない。危険物の包装の材質、型式、規格、方法と一件の質量（重量）は、包装する危険物の性質と用途に適し、荷役、輸送及び貯蔵に便利でなければならない。

第二十一条 危険物の包装物と容器は、省、自治区、直轄市の人民政府経済貿易管理部門の審査に合格した生産専門企業が限定生産し、かつ国务院の品質検査部門が認可した検査測定専門機関の検査測定に合格して初めて使用することができる。繰り返し使用する危険物の包装物と容器は、使用前に検査を実施し、かつ記録しなければならない。検査記録は少なくとも2年保存しなければならない。品質検査部門は危険物の包装物と容器の製品品質について定期的或いは不定期に検査を実施しなければならない。

第二十二条 危険物は必ず専用倉庫、専用場所或いは専用貯蔵室（以下専用倉庫と総称する）内に貯蔵し、貯蔵方式、方法と貯蔵数量は必ず国家基準に合致させ、かつ専任者が管理しなければならない。危険物の出入庫の際は、検査を実施し登記しなければならない。

らない。在庫の危険物は定期的に検査しなければならない。毒物・劇物及び貯蔵数量が重大な危険源を形成するその他の危険物は必ず専用倉庫内に単独で保存し、二人で受領と発送、二人で保管という制度を実行しなければならない。貯蔵単位は貯蔵する毒物・劇物及び重大な危険源を形成するその他の危険物の数量、地点及び管理者の状況を、当地の公安部門と危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門記録に残してもらうために報告しなければならない。

第二十三条 危険物専用倉庫は、国家基準の安全と消防に関する要求に合致し、はっきりとした標識を設置しなければならない。危険物専用倉庫の貯蔵設備と安全施設は定期的に検査測定しなければならない。

第二十四条 廃棄危険物の処理は、固体廃棄物汚染環境防除法と国家の関連規定に従い、実施する。

第二十五条 危険物を生産、貯蔵、使用する単位で、生産品目転換、生産停止、営業停止或は解散するものは、有効な措置を講じて、危険物の生産或いは貯蔵設備、在庫品及び生産原料を処理し、潜在的な事故原因を留めてはならない。処理計画は所在地の区を設置している市レベルの人民政府の危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門と同レベルの環境保護部門、公安部門記録に残してもらうために報告しなければならない。危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門は処理状況について監督検査を実施しなければならない。

第二十六条 大衆より引渡された危険物は、公安部門が受取る。公安部門が受取った危険物とその他の関連部門が没収した危険物は、環境保護部門が認定した専門単位に引渡し、処理する。

第三章 危険物の販売

第二十七条 国家は危険物の販売について許可制度を実行する。許可を得ずして、如何なる単位や個人も危険物を販売してはならない。

第二十八条 危険物を販売する企業は、下記の条件を備えていなければならない。

- (一) 販売場所と貯蔵施設が国家基準に合致している。
- (二) 主管者と業務係員は専門的な訓練を経て、かつ職務資格を取得している。
- (三) 完璧な安全管理制度を有する。
- (四) 法律、法規の規定と国家基準が要求するその他の条件に合致する。

第二十九条 毒物・劇物とその他の危険物を販売するものは、それぞれ、省、自治区、直轄市の人民政府経済貿易管理部門或いは区を設置している市レベルの人民政府の危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門に申請し、かつ本条例第二十八条に規定する条件の関連証明資料を添付しなければならない。省、自治区、直轄市の人民政府経済貿易管理部門或いは区を設置している市レベルの人民政府の危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門は申請を受けた後、本条例の規定に従い申請者が提

出した証明資料と販売場所について審査を実施しなければならない。審査を経て、条件に合致するものは、危険物販売許可証を発行し、かつ危険物販売許可証を発行した状況を同レベルの公安部門と環境保護部門に通知する。条件に合致しないものは、書面にて申請者に通知しかつ理由を説明する。申請者は危険物販売許可証に基づいて工商行政管理部門に登録手続を行う。

第三十条 危険物の販売においては、下記の行為があってはならない。

- (一) 危険物生産許可証或いは危険物販売許可証を取得していない企業が危険物を購入する。
- (二) 国家が明文で禁止している危険物や、毒物・劇物を用いて生産した殺鼠剤及びその他人民の日常生活に入る恐れのある化学製品と日用化学品について販売する。
- (三) 化学品安全技术説明書や化学品安全ラベルのない危険物を販売する。

第三十一条 危険物を生産する企業は危険物販売許可証を取得していない単位或いは個人に危険物を販売してはならない。

第三十二条 危険物を販売する企業が危険物を貯蔵する場合、本条例第二章の関連規定を遵守しなければならない。危険物商店においては民間用の小分け包装の危険物しか置くことは出来ない。その総量は国家が規定する限度を超えてはならない。

第三十三条 毒物・劇物を販売する企業が毒物・劇物を販売する場合、購入する単位の名称、所在地及び購買者の姓名、身分証番号及び購入した毒物・劇物の品名、数量、用途を記録しなければならない。記録は少なくとも1年は保存しなければならない。毒物・劇物を販売する企業は毒物・劇物の販売状況を毎日照合しなければならない。盗難、紛失、販売ミス等の状況が発見された時は、必ず直ちに当地の公安部門に報告しなければならない。

第三十四条 毒物・劇物を購入する際は、下記の規定を遵守しなければならない。

- (一) 生産、科学研究、医療等の単位で毒物・劇物を日常使用するものは、区を設置している市レベルの人民政府公安部門に購買証書の取得を申請し、購買証書に基づき購買しなければならない。
- (二) 毒物・劇物を臨時に購入する必要がある単位は、その単位が提出した証明（品名、数量、用途を注記する）に基づき、区を設置している市レベルの人民政府公安部門に準購買証書の取得を申請し、準購買証書に基づき購買しなければならない。
- (三) 個人は、農薬、殺鼠剤、殺虫剤以外の毒物・劇物を購入してはならない。毒物・劇物を生産する企業、販売する企業は個人或いは購買証書や準購買証書のない単位に毒物・劇物を販売してはならない。毒物・劇物の購買証書、準購買証書は、偽造、変造、売買、貸出或いはその他の方法による譲渡を行ってはならない。また無効になった毒物・劇物購買証書、準購買証書を使用してはならない。毒物・劇物購買証書及び準購買証書の様式と具体的な申請方法は、国务院の公安部門が制定する。

第四章 危険物の輸送

第三十五条 国家は危険物の輸送について資質認定制度を実行する。資質の認定を経ずして危険物を輸送してはならない。危険物を輸送する企業が備えていなければならない条件は、国务院の交通部門が規定する。

第三十六条 危険物の輸送器具として用いられるドラム缶及びその他の容器は必ず本条例第二十一条の規定に従い、生産専門企業の指定部門が生産しなければならない。検査測定、検証に合格してはじめて使用することができる。品質検査部門は前項に規定される生産専門企業の指定部門が生産したドラム缶及びその他の容器の製品の品質について、定期的或いは不定期に検査を実施しなければならない。

第三十七条 危険物を輸送する企業は、その運転手、船員、荷役管理者、護送担当者に対して関連する安全知識の訓練を実施しなければならない。運転手、船員、荷役管理者、護送担当者は必ず危険物の輸送に関する安全知識を把握して、所在地の区を設置している市レベルの人民政府の交通部門による考査に合格（船員は海事管理機構の考査に合格）しなければならない。職務資格証を取得してはじめて出勤し作業を行うことができる。危険物の荷役作業は必ず荷役管理者の現場指揮のもとで実施しなければならない。危険物を輸送する運転手、船員、荷役係員、護送担当者は積載している危険物の性質、危険特性、包装容器の使用特性及び突発事故発生時の応急措置について必ず理解していなければならない。危険物を輸送する際は、必要とされる応急処理器材及び防護器具を備えておかなければならない。

第三十八条 公道を通り危険物を輸送する場合、託送者は危険物の輸送に関する資質を持つ輸送企業にのみ輸送を委託することができる。

第三十九条 公道を通り毒物・劇物を輸送する場合は、託送者は目的地の県レベルの人民政府公安部門に、毒物・劇物公道輸送通行証発行の申請手続を行わなければならない。毒物・劇物公道輸送通行証の手続に際し、託送者は公安部門に、関連する危険物の品名、数量、輸送開始地点と目的地、輸送経路、輸送単位、運転手名、護送係員名、販売単位及び購買単位の資質状況の資料を提出しなければならない。毒物・劇物公道輸送通行証の様式及び具体的な申請受領方法は国务院の公安部門が制定する。

第四十条 内陸河川及びその他の閉鎖水域等の輸送水路を利用して毒物・劇物及び国务院の交通部門の規定で輸送を禁じられているその他の危険物を輸送することを禁止する。内陸河川及びその他の閉鎖水域等の輸送水路を利用して前項に規定された以外の危険物を輸送する場合は、危険物の輸送資質を有する水運企業にのみ輸送を委託することができる。かつ国务院の交通部門の規定に従い手続を行い、関連する交通部門（港湾部門、海事管理機構、以下同じ）の監督管理を受ける。危険物を輸送する船舶及び積載する容器は国家の船舶検査に関する規範に従って生産しなければならない。かつ海事管理機構が認可した船舶検査機構の検査に合格してはじめて実際に使用することができる。

第四十一条 託送者が危険物の輸送を委託する場合は、輸送の請負人に対して輸送する危険

物の品名、数量、危害、応急措置などの状況を説明しなければならない。危険物を輸送する際に抑制剤或いは安定剤の添加が必要なものは、託送者が輸送を委託する際に抑制剤或いは安定剤を添加し、かつ輸送請負人に告知しなければならない。託送者は託送する普通貨物の中に危険物を混載してはならない、また、危険物を秘匿或いは虚偽の報告をし、普通貨物として託送してはならない。

第四十二条 危険物の輸送、荷役に際しては、必ず関連の法律、法規、規則の規定と国家基準の要求に従い、かつ危険物の危険特性に従い、必要な安全防護措置をとらなければならない。危険物を輸送するドラム缶及びその他の容器は必ず厳重に封をし、正常な輸送条件下で発生する内部圧力と外部圧力に持ちこたえられるようにし、危険物が輸送中に、温度や湿度或いは圧力の変化によりいかなる滲み（飛散）漏れが発生しないことを保証しなければならない。

第四十三条 公道を通過して危険物を輸送する場合は、必ず護送人を配置し、かつ常に護送人の監督管理の下におかななければならない。また過数量、過重積載をしてはならず、危険物輸送車輛の通行禁止区域に立ち入ってはならない。通行禁止区域にどうしても入る必要がある場合は事前に当地の公安部門に報告をしなければならない。公安部門は通行時間と路線を指定し、輸送車輛は公安部門が規定した通行時間と路線を遵守しなければならない。危険物輸送車輛の通行禁止区域は区を設置している市レベルの人民政府の公安部門が確定し、かつ明確な表示を設置する。危険物の輸送途中で停車し宿泊する必要がある、或いは正常な輸送が出来ない状況となった時は、当地の公安部門に報告しなければならない。

第四十四条 毒物・劇物が公道での輸送中に盗難、紛失、散逸、遺漏等の状況が発生した場合は、輸送請負人および護送担当者は必ず直ちに当地の公安部門に報告をし、かつ全ての可能な警告措置を取らなければならない。公安部門は報告を受けた後、直ちにその他の関連部門へ状況を通報しなければならない。関連部門は必要な安全措置を取らなければならない。

第四十五条 いかなる単位や個人も郵送或いは郵便物の中に危険物を潜ませてはならない。また、危険物を秘匿したり普通物品と偽って郵送してはならない。

第四十六条 鉄道、航空機により危険物を輸送する場合は、国務院の鉄道、民間航空部門の関連の規定に従い執行する。

第五章 危険物の登録と事故時の緊急救援。

第四十七条 国家は危険物登録制度を実行し、かつ危険物の安全管理、事故防止及び緊急救援の為に、技術面、情報面での支援を提供する。

第四十八条 危険物を生産、貯蔵する企業及び、毒物・劇物と数量が重大な危険源を形成するその他の危険物を使用する単位は、国務院経済貿易総合管理部門の危険物の登録に責任を負う機関に、危険物の登録手続を行わなければならない。危険物登録の具

体的な方法は国務院経済貿易総合管理部門が制定する。危険物の登録に責任を負う機関は、環境保護、公安、品質検査、衛生等の関連部門に危険物登録に関する資料を提供しなければならない。

第四十九条 県レベル以上の地方各レベル人民政府の危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門は、同レベルのその他関連部門と共同で危険物事故時緊急救援計画書を制定しなければならない、そのレベルの人民政府に報告して承認を経た後実施する。

第五十条 危険物の単位はその単位の事故時緊急救援計画を立て、緊急救援人員と必要な緊急救援器材、設備を配備し、かつ定期的に組織して訓練しなければならない。危険物事故時緊急救援計画書は区を設置している市レベルの人民政府の危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門に記録に残してもらうために報告しなければならない。

第五十一条 危険物の事故が発生した場合、単位の主要責任者はその単位が制定した緊急救援計画書に従い、直ちに組織して救援し、かつ直ちに当地の危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門と公安、環境保護、品質検査部門に報告しなければならない。

第五十二条 危険物の事故が発生した場合、関連する地方人民政府は指揮をとり、指導しなければならない。危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門と環境保護、公安、衛生等の関連部門は、当地の緊急救援計画に従い組織して救援を実施しなければならない、遅らせたり責任逃れをしてはならない。関連する地方人民政府及びその関連部門は下記の規定に従い、必要措置を取り、事故による損失を減少させ、事故の蔓延と拡大を防止しなければならない。

- (一) 直ちに組織して被害者を救援し、組織して撤退或いはその他の措置を取り危害区域内にいる他の者を保護する。
- (二) 危害源を迅速にコントロールし、かつ危険物が及ぼす危害について検証及び監督測定を行い、事故の危害区域と危険物の性質及び危害程度を測定する。
- (三) 事故が人体、動植物、土壌、水源、空気に及ぼす現実に発生した危害と発生する恐れのある危害に対して、迅速に封鎖、隔離、洗浄等の措置をとる。
- (四) 危険物の事故が及ぼす危害について、国家の環境保護基準に合致するまで、監督測定と処理を行う。

第五十三条 危険物を生産する企業は危険物事故時緊急救援の為に、技術指導と必要な協力を提供しなければならない。

第五十四条 危険物の事故がもたらした環境汚染に関する情報は、環境保護部門が統一して公表する。

第六章 法律責任

第五十五条 危険物の生産、販売、貯蔵、輸送、使用、及び廃棄危険物の処理について、法

に照らして監督管理を実施する関連部門の係員で、下記の行為の一つに当たるものは、法に照らして降格或いは免職の行政処分に処す。刑法に抵触する罪を犯したものは、刑法の収賄罪、職権濫用罪、職責軽視罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

- (一) 職務上の利便を利用し、他人の財物或いはその他の恩恵を受け、本条例が規定する条件に合致していない、危険物の生産、販売、貯蔵、輸送、使用及び廃棄危険物の処理に関係する事項に対し、承認或いは許可を与えること。
- (二) 法に照らして承認或いは許可を得ていない単位や個人が無断で関連活動に従事するのを発見したり或いは通報を受けた後に、取締りをしない或いは法に照らした処理をしない。
- (三) すでに法に照らして承認或いは許可を得た単位や個人が監督管理の職責を履行しないことに対し、本条例が規定する条件をもはや備えていないことを発見しても、もとの承認や許可を取り消さない、或いは本条例に違反する行為を発見しても、事情を明らかにして処置をしない。

第五十六条 危険物の事故が発生した際、関連部門が本条例の規定に従って職責を履行せず、組織して救援を実施或いは必要措置を取って事故による損失を減少させることも事故の蔓延や拡大を防止することもしない、或いは引き伸ばしたり、責任逃れをするものは、責任を負う主管者与其他直接責任者について法に照らして降格或いは免職の行政処分に処す。刑法に抵触する罪を犯したものは、刑法の職権濫用罪、職務軽視罪或いはその他の罪に関する規定に従い、刑事責任を追究する。

第五十七条 本条例の規定に違反し、下記の行為のひとつに当たるものは、それぞれ工商行政管理部門、品質検査部門、危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門が、各自の職権に依拠して閉鎖或いは生産停止営業停止して整頓するよう命令し、国家が生産、販売、使用を明文で禁止している危険物或いは毒物・劇物を用いて生産する殺鼠剤及びその他人民の日常生活に入る恐れのある化学製品と日用化学品を、無害化して廃棄するよう命令する。違法な所得のあるものは、その所得を没収する。違法な所得が10万元以上のものは、併せて違法所得の1倍以上5倍以下の罰金に処す。違法な所得の無いもの或いは違法所得が10万元に満たないものは、併せて5万元以上50万元以下の罰金に処す。刑法に抵触する罪を犯したものは、責任のある主管者与其他直接責任者について、刑法の危険物事故発生罪、違法販売罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

- (一) 承認を経ず或いは工商登記を経ずして、無断で危険物の生産、貯蔵に従事すること。
- (二) 危険物生産許可証を取得せず、無断で操業し危険物を生産すること。
- (三) 審査許可を経ず危険物を生産、貯蔵する企業が、無断で改築、増築すること。
- (四) 危険物販売許可証を取得せず或いは工商登記を経ず、無断で危険物の販売に従事すること。

- (五) 国家が明文で禁止している危険物を生産、販売、使用する、或いは毒物・劇物を用いて殺鼠罪及びその他人民の日常生活に入る恐れのある化学製品と日用化学品を生産すること。

第五十八条 危険物の単位で本条例の規定に違反し、危険物の種類や特性に基づいて、工場、倉庫等の作業場所で相応の監視調査、通風、日除け、温度調節、防火、消火、防爆、減圧、防毒、消毒、中和、防湿、避雷、静電気防止、防腐、遺漏防止、堤防或いは隔離操作等の安全施設、設備を設置しないものは、危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門或いは公安部門が各自の職責に依拠し直ちに或いは期限をきって是正するよう命令し、2万元以上10万元以下の罰金に処す。刑法に抵触する罪を犯したものは、責任のある主管者とその他直接責任者について刑法の危険物事故発生罪、重大責任事故罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

第五十九条 本条例の規定に違反し、下記の行為の一つに当たるものは、危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門、品質検査部門或いは交通部門が各自の職権に依拠し直ちに或いは期限をきって是正するよう命令し、2万元以上20万元以下の罰金に処す。期限を過ぎても是正しないものは、生産停止、営業停止し整頓するよう命令する。刑法に抵触する罪を犯したものは、責任のある主管者とその他直接責任者について刑法の危険物事故発生罪、偽造品劣悪品生産販売罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

- (一) 指定を経ずして、無断で危険物の包装物や容器を生産すること。
- (二) 危険物を輸送する船舶及びその積載する容器が、国家の船舶検査に関する規範に従った生産を実施せず、かつ検査に合格していない。
- (三) 危険物の包装の材質、型式、規格、方法及び一件の質量(重量)と、包装する危険物の性質や用途が適していない。
- (四) 繰り返し使用する危険物の包装物と容器について、使用する前に、検査を実施しない。
- (五) 非指定企業が生産した或いは検査測定、検証に合格していない包装物や容器を使用し、危険物を包装、収納、輸送をすること。

第六十条 危険物の単位で本条例の規定に違反し、下記の行為の一つに当たるものは、危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門が直ちに或いは期限を切って是正するよう命令し、1万元以上5万元以下の罰金に処す。期限を過ぎても是正しないものは、生産停止、営業停止し整頓するよう命令する。

- (一) 危険物を生産する企業が危険物の包装内に危険物と完全に一致した化学品安全技术説明書を添付していない、或いは包装(外装も含む)の上に包装内の危険物と完全に一致した化学品安全ラベルを貼付したり結び掛けていない。
- (二) 危険物を生産する企業が危険物に新たな危害特性を発見した時、直ちに公表してかつ適時にその安全技术説明書と安全ラベルを改訂しない。
- (三) 危険物を販売する企業が化学品安全技术説明書と安全ラベルのない危険物を販

売すること。

第六十一条 危険物の単位で本条例の規定に違反し、下記の行為の一つに当たるものは、危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門或いは公安部門が各自の職権に依拠して直ちに或いは期限を切って是正するよう命令し、1万元以上5万元以下の罰金に処す。期限を過ぎても是正しないものは、もとの証明書発行機関が危険物生産許可証、販売許可証及び営業許可証を取り上げる。刑法に抵触する罪を犯したものは、責任のある主管者とその他直接責任者について刑法の危険物事故発生罪、重大責任事故罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

- (一) 生産、貯蔵装置について定期的に安全評価を実施せず、かつ所在地の区を設置している市レベルの人民政府の危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門に記録に残してもらう為に報告していない、或いは安全評価の中で発見した現実に危険が存在する生産、貯蔵装置について直ちに使用を停止して交換或いは修復しかつ相応の安全措置をとっていない。
- (二) 危険物を生産、貯蔵及び使用する場所に、通信、警報装置を設置せずかつ正常に適用できる状態を保持していない。
- (三) 危険物を専用倉庫内に保存していない或いは専任者をおいて管理していない。
- (四) 危険物の出入庫の際、検査登記を実施していない、或いは入庫後定期検査をしていない。
- (五) 危険物専用倉庫が国家基準の安全、消防に関する要求に合致せず、明らかな標識を設置していない、或いは専用倉庫の貯蔵設備と安全施設について定期的に検査、測定をしていない。
- (六) 危険物の取次販売店が非民間用の小分け包装の危険物を置く、或いは危険物民間用の小分け包装の保存量が国家の規定する限度を超過すること。
- (七) 毒物・劇物及び重大な危険源を形成するその他の危険物が専用倉庫に単独で保存されていない、或いは二人で受領と発送、二人で保管、を実行せず、或いは貯蔵する毒物・劇物及び重大な危険源を形成するその他の危険物の数量、地点、及び管理者の状況を当地の公安部門と危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門に記録に残してもらうため報告していない。
- (八) 危険物を生産する単位が、毒物・劇物の生産量、流通先、貯蔵量及び用途を正しく記録しない、或いは必要な保安措置を講じて毒物・劇物の盗難、紛失、販売ミス、誤用を防止しない、或いは毒物・劇物の盗難、紛失、販売ミス、誤用の発生後直ちに当地の公安部門に報告しない。
- (九) 危険物を販売する企業が毒物・劇物を購入する単位の名称、所在地、購買者の姓名、身分証番号及び購入する毒物・劇物の品名、数量、用途を記録しない、或いは毒物・劇物の販売状況を毎日照合しない、或いは盗難、紛失、販売ミスを発見しても直ちに当地の公安部門に報告しない。

第六十二条 危険物の単位で本条例の規定に違反し、生産品目転換、生産停止、営業停止或

いは解散した時に、有効な措置をとらずに、危険物の生産、貯蔵設備、在庫品及び生産原料の処理をしたものは、危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門が是正するよう命令し、2万元以上10万元以下の罰金に処す。刑法に抵触する罪を犯したものは、責任のある主管者与其他直接責任者について刑法の重大環境汚染事故罪、危険物事故発生罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

第六十三条 本条例の規定に違反し、下記の行為の一つに当たるものは、工商行政管理部门が是正するよう命令し、違法な所得のあるものは、その所得を没収する。違法な所得が5万元以上のものは、併せて違法所得の1倍以上5倍以下の罰金に処す。違法所得の無いもの或いは違法所得が5万元に満たないものは、併せて2万元以上20万元以下の罰金に処す。是正しないものは、もとの証明書発行機関が危険物生産許可証、販売許可証及び営業許可証を取り上げる。刑法に抵触する罪を犯したものは、責任のある主管者与其他直接責任者について刑法の違法販売罪、危険物事故発生罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

- (一) 危険物を販売する企業が、危険物生産許可証を或いは危険物販売許可証を取得していない企業から危険物を購入すること。
- (二) 危険物を生産する企業が危険物販売許可証を取得していない販売単位にその製品を販売すること。
- (三) 毒物・劇物を販売する企業が個人或いは購買証書、準購買証書の無い単位に毒物・劇物を販売すること。

第六十四条 本条例の規定に違反し、毒物・劇物購買証書、準購買証書及びその他の関連証明書を偽造、変造、売買、貸出或いはその他の方法で譲渡する、或いは無効になった上述の関連証明書を使用するものは、公安部門が是正するよう命令し、1万元以上5万元以下の罰金に処す。刑法に抵触する罪を犯したものは、責任のある主管者与其他直接責任者について刑法の国家機関公文書証明書印鑑偽造変造売買罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

第六十五条 本条例の規定に違反し、危険物輸送企業の資質を取得せずして、無断で危険物の公道、水路による輸送に従事し、違法な所得のあるものは、交通部門がその所得を没収する。違法な所得が5万元以上のものは、併せて違法所得の1倍以上5倍以下の罰金に処す。違法所得の無いもの或いは違法所得が5万元に満たないものは、併せて2万元以上20万元以下の罰金に処す。刑法に抵触する罪を犯したものは、責任のある主管者与其他直接責任者について刑法の危険物事故発生罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

第六十六条 本条例の規定に違反し、下記の行為の一つに当たるものは、交通部門が2万元以上10万元以下の罰金に処す。刑法に抵触する罪を犯したものは、刑法の危険物事故発生罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

- (一) 危険物の公道や水路による輸送に従事する運転手、船員、荷役管理者、護送

担当者が試験に合格せず、職務資格証を取得していない。

(二) 内陸河川及びその他の閉鎖水域等の輸送水路を利用して毒物・劇物及び国家が輸送を禁止するその他の危険物を輸送すること。

(三) 託送者が規定に従って交通部門に水路輸送手続をとらずに、無断で水路を通過し毒物・劇物及び国家が輸送を禁止するその他の危険物以外の危険物を輸送すること。

(四) 託送者が危険物を託送する際、請負者に輸送する危険物の品名、数量、危害、応急措置等の状況を説明しない、或いは抑制剤或いは安定剤を添加する必要があるが、託送する際に添加していない。

(五) 危険物の輸送、荷役が国家の関連する法律、法規、規則の規定及び国家基準に合致せず、かつ危険物の特性に従って必要な安全防護措置をとっていない。

第六十七条 本条例の規定に違反し、下記の行為の一つに当たるものは、公安部門が是正するよう命令し、2 万元以上 10 万元以下の罰金に処す。刑法に抵触する罪を犯したものは、刑法の危険物事故発生罪、重大環境汚染事故罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

(一) 託送者が公安部門に毒物・劇物の公道輸送通行証の取得を申請せずに、無断で公道を通り毒物・劇物を輸送すること。

(二) 危険物を輸送する企業が危険物を輸送する際、護送担当者を配置しない或いは護送担当者の監督管理を離脱し、過数量、過重積載をする、途中停車し寝泊りする、或いは正常に輸送する方法が無いという状況に遭遇した場合に、当地の公安部門に報告しない。

(三) 危険物を輸送する企業が危険物を輸送する際、公安部門に報告せず、無断で危険物輸送車輛通行禁止区域に進入する、或いは通行禁止区域に進入して公安部門が規定する通行時間と路線を遵守しない。

(四) 危険物を輸送する企業が毒物・劇物を輸送する際、公道を輸送途中に盗難、紛失、散逸、遺漏等の状況が発生しても、直ちに当地の公安部門に報告をせず、かつ全ての可能な警報措置を取らない。

(五) 託送者は託送する普通貨物の中に危険物を潜ませる、或いは危険物を秘匿し、普通貨物として虚偽の報告をして託送すること。

第六十八条 本条例の規定に違反し、郵送或いは郵便物の中に危険物を潜ませる、或いは危険物を秘匿し、普通物品として虚偽の報告をして郵送するものは、公安部門が 2000 元以上 2 万元以下の罰金に処す。刑法に抵触する罪を犯したものは、刑法の危険物事故発生罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

第六十九条 危険物の単位で危険物の事故が発生した際、本条例の規定に従い直ちに組織して救援しない、或いは直ちに危険物安全監督管理総合業務に責任を負う部門及び公安、環境保護、品質検査部門に報告せず、重大な結果を招いたものは、責任のある

主管者とその他直接責任者について刑法の国有公司及び企業労働者失職罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

第七十条 危険物の単位で危険物の事故が発生し、死傷者と財産損失を出したものは、法に照らして賠償責任を負わなければならない。賠償責任を負うことを拒否する或いはその責任者が逃避したものは、法に照らしてその財産を競売し、賠償に当てる。

第七章 附則

第七十一条 化学品、薬品に属する危険物及び農薬の安全管理の監督、抑制については、本条例の規定に従い執行する。国家が別途規定するものは、その規定に従う。民間用爆発物、放射性物品、核エネルギー物質及び都市と町のガスの安全管理については、本条例を適用しない。

第七十二条 危険物の輸出入管理は国家の関連規定に従い執行する。輸入危険物の販売、貯蔵、輸送、使用及び輸入廃棄危険物の処理については、本条例の規定に従い執行する。

第七十三条 本条例の規定に従い、危険物の生産、販売、貯蔵、輸送、使用及び廃棄危険物の処理については審査許可、許可を実施し、かつ監督管理を実施する国務院の関連部門は、本条例の規定に基づき審査許可、審査の期限と手順を制定かつ公表しなければならない。本条例に規定する国家基準と危険物安全管理に関する国家の関連規定は、国務院の品質検査部門或いは国務院の関連部門がそれぞれ国家基準化された法律とその他の関連する法律、行政法規及び本条例の規定に従い、制定、調整かつ公布する。

第七十四条 本条例は2002年3月15日より施行される。1987年2月17日国務院が発布した《化学危険物品安全管理条例》は同時に廃止する。